

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)

届出に必要な書類及び算定要件については、介護報酬改定等により内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 加算・減算

項 目	必 要 書 類
業務継続計画策定の有無 (福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)	*減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2) ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙 1-1・別紙 1-2)

2 算定要件

基 準	解 釈 通 知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 12 年3月1日老企第 36 号)
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号)	
	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成 18 年3月 17 日老計発 0317001 老振発 0317001 老老発 0317001)